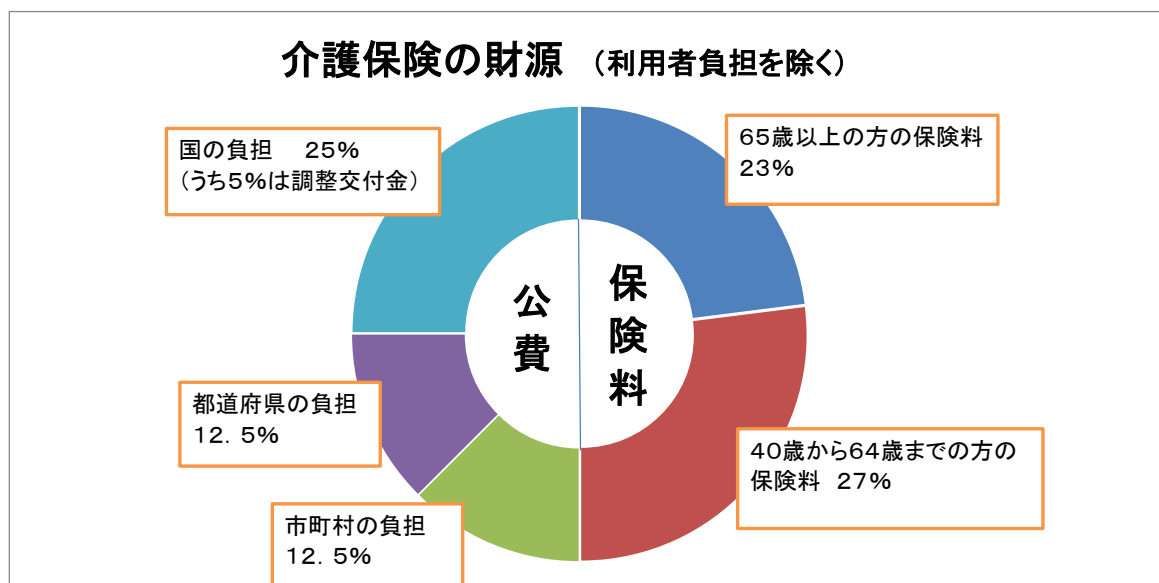


第8期における介護保険料算定の考え方

1 現状およびこれまでの推移

(1) 第8期計画における介護保険の財源内訳について(全国標準モデル)



(2) 65歳以上の方(第1号被保険者)および40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の負担割合の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～令和2年度	令和3～5年度
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%

(3) 調整交付金について

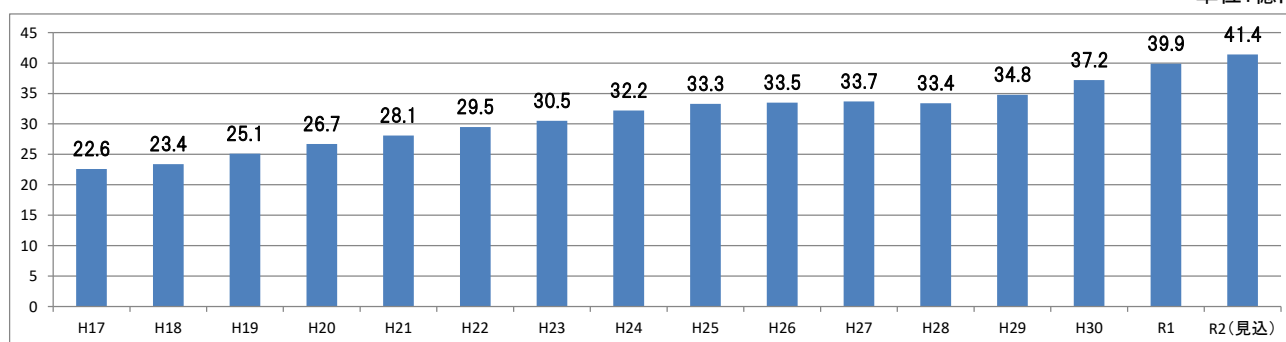
調整交付金とは、国が負担する25%(施設等給付費20%)のうち、20%(施設等給付費15%)の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%の部分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付されます。

これにより令和元年度は、国の公費負担5.85%(5%+0.85%)の調整交付金の交付がありました。

(4) 介護給付費の推移

平成17年度は22億6千万円でしたが、令和元年度では約39億9千万円となっています。なお、令和2年度は、41億4千万円の見込みです。

単位:億円



(5) 介護保険料の推移

単位:円

市名	① 第6期	② 第7期	② - ①
米原市	5,900	5,900	0
大津市	6,150	6,350	200
彦根市	5,365	5,860	495
長浜市	5,820	6,570	750
近江八幡市	4,900	5,400	500
草津市	5,299	5,900	601
守山市	5,500	5,900	400
甲賀市	5,070	5,940	870
野洲市	5,520	5,980	460
湖南市	5,088	5,396	308
高島市	5,400	5,800	400
東近江市	5,200	5,200	0
栗東市	5,590	5,890	300

2 保険料算定までのプロセス

介護保険料推計の流れ

